2　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第五号までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第七号及び第八号に掲げる事務、同項第九号から第十四号まで並びに第十六号から第十八号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第五号まで、第七号及び第八号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十五号に掲げる事務をつかさどる。

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第七号、第九号及び第十七号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方更生保護委員会事務局組織規則の一部改正）

第二条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第五条**　［略］ ［一～六　略］ ［号を削る。］ 七　［略］ 八　［略］ 九　［略］ 十　［略］	（首席審査官の職務） **第五条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消す処分に関すること。 八　［同上］ 九　［同上］ 十　［同上］ 十一　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。